

第7章

ベネズエラの地域住民委員会と参加民主主義

坂口安紀

要約： ベネズエラでは、反新自由主義を掲げて政権に就いたチャベス大統領が「国民が主人公の参加民主主義」を標榜し、そのコミュニティレベルでの実践の場として地域住民委員会を作った。とはいえ、ベネズエラの場合、「ポスト新自由主義期の新しい政治参加」という議論には、3つの理由から留保をつける必要がある。第1に、ベネズエラでは、新自由主義経済改革自体が中途半端に終わっていること、第2に、ベネズエラでは、チャベス政権誕生やその前の新自由主義経済改革に先行して、1980~1990年代に市民社会組織による政治参加の要求が高まり、「下からの政治参加」が拡大していたこと、そして第3に、チャベス政権下では、「国民が主人公の政治参加」の実践として地域住民委員会制度を作ったものの、2007年に提示された社会主義実現のための「コミュン国家ビジョン」のなかで、実際にはそれは権力集中をめざし、市民の政治参加が末端部分に制限される制度へと変質しているからである。

キーワード： ラテンアメリカ 政治 ベネズエラ 参加民主主義 地域住民委員会

はじめに

ベネズエラのウーゴ・チャベス大統領(Hugo Chávez Frías)は1992年にネオリベラル経済改革を進める政権の打倒をめざして軍事クーデターを首謀し、その6年後の1998年12月に反新自由主義経済改革と「国民が主人公の参加民主主義(democracia participativa y protagónica)」を掲げて大統領選に出馬して勝利した。その後14年間にわたり政権を維持しているが、そのチャベス政権下において、地域住民委員会(Consejos Comunales)という、新たな住民参加の形態が作られ広がっていることは、

本研究会がラテンアメリカ諸国（あるいはより広く途上国、いくつかの先進国も含めて言えることかもしれないが）の共通の経験・傾向として注目している「新自由主義経済改革のあとに生まれた新たな政治参加のかたち」という現象と、一見合致しているように（あるいはそれがより成熟して制度化された例であるとも）見える。

しかし実態を見てみると、チャベス政権下の地域住民委員会（あるいはそれ以外のさまざまな政治参加の枠組みも含めて）を、本研究会のほかの事例と同様に「ポスト新自由主義期の政治参加」という枠組みから分析するにはいくつかの問題があることが浮かび上がってきた。

本報告は、「ベネズエラの地域住民委員会と参加民主主義」という研究テーマの中間報告書である。今後の研究への準備作業として、本報告では、次の作業を行う。第1節では、上述したようにベネズエラにおける「ポスト新自由主義期」という定義に関する問題、第2節ではチャベス政権誕生以前にすでに見られた、市民社会のイニシアティブによる「下からの」政治参加の拡大、第3節では地域住民委員会の制度化とその変容、そして第4節では、地域住民委員会に関する参考文献のレビューを行う。

1. 「ポスト新自由主義期」の定義に関する問題

ベネズエラに関しては「ポスト新自由主義期」という切り口では説明しづらい状況にある。というのも第一に、ベネズエラでは1989年2月に就任した第2次ペレス政権(Carlos Andrés Pérez)がショック療法的に導入した新自由主義経済改革がその後1990年代には後退、一部再開、後退を繰り返し、域内近隣諸国と比較しても、一貫性のあるかたちで継続され、成果をあげたとはいえない状況にあるからである。軍事クーデター事件後に逮捕されたチャベスに代わり反新自由主義経済改革の先鋒となったカルデラ(Rafael Caldera)は、1994年に自身2度目の政権の座につくなり、固定為替レート制や価格統制を復活させるなど、新自由主義経済改革を後退させた。しかし改革の後退がふたたび為替レートの過大評価や財政赤字、インフレ高騰などのマクロ経済不安定をもたらしたことから、カルデラ政権は1996年にはガソリン価格の大幅引上げなどの経済改革に着手せざるを得なくなった。すなわち、「新自由主義経済改革のひとつの帰結としての政治参加の拡大」という問題設定には、改革が中途半端に終わったベネズエラのケースはうまくあてはまらないのである。

表1 経済政策の変遷

1983年～	対外債務危機、緊縮財政とヘテロドックス経済政策
1989年	第2次ペレス政権によるショック的ネオリベラル経済政策
1989年	カラカソ大暴動（公共交通運賃上げが引き金）
1992年2月、11月	2度の軍事クーデター未遂事件
1993年	ペレス政権失脚
1994年	第2次カルデラ政権誕生、為替レート、基礎的生活財価格、金利の統制など経済改革の後退→再びマクロ経済不安定化
1996年	ガソリン価格引上げなど経済改革の一部再開
1999年	チャベス政権誕生
2003年～	社会開発ミッション、国営企業の新設
2007年	外資との合弁石油事業の国有化、電力、電話、製鉄産業の再国有化、その後広範な企業、農地、都市部不動産などの国有化・接収の加速化

（出所）筆者作成。

第二に、新自由主義経済改革導入直後（1989年から1990年代初頭）の改革に対する国民の強い抵抗や反発は、チャベス政権誕生の前3年ほど（1990年代後半）には、すでにあまり見られなくなっていたということである。1990年代前半までは、300人以上の犠牲者が出たとされる1989年2月のカラカソ大暴動（Caracazo）、経済改革を推進するペレス政権打倒をめざした1992年の2度にわたる軍事クーデターなど、経済改革への大きな反発が強い政治社会不安をつのらせた。しかし1990年代後半には、そのような大規模な抗議行動や事件はほとんど見られなくなっていた。とりわけ象徴的だったのは、1996年代にカルデラ政権がマクロ経済不安定をコントロールしきれずに、財政赤字改善のためにガソリン価格を大幅に引上げたにもかかわらず、それに対する抗議行動が起これなかったことである。このときのガソリン価格の引き上げ幅は、1989年のカラカソ大暴動の引き金となった引き上げ幅よりもはるかに大きかったにもかかわらずである。

これらから、新自由主義経済改革への反発や反応、あるいは政治社会的副作用として新たな政治参加をとらえるという議論は、ベネズエラの場合成立しにくいと考えられる。

2. ベネズエラにおける政治参加の拡大

（1）1980～1990年代における「下からの政治参加」の拡大

とはいえベネズエラにおいて、本研究が扱うような「新しい政治参加」のかたちが見られないのかと言えば、そうではない。ベネズエラでは、チャベス政権誕生の10年ほど前の1980年代から1990年代にかけて、2つのタイプの市民社会による政治参加の拡大が見られた。第一に、経済危機によって困窮する生活や、財政危機のため縮小され不足する社会行政サービスを補完するために、住民組織やさまざまな市民社会組織、NGOによる支援・自助活動が見られるようになった。スラム地域（ベネズエラ

では「バリオ」や「ランチョ」と呼ばれる)では、水道や共用通路の整備や小学校建設などをコミュニティ住民組織が自らの力で、あるいは外部の NGO などの支援を得ておこなう動きが生まれた。一方中間層以上の居住地域では、防犯やコミュニティの公園などのインフラ整備を行う自治組織 (Organización de vecinos) が活発化した。さらに地方分権化が進んだ 1990 年代になると、そのようなコミュニティ組織と地方自治体 (主に市政府) の間の協働の動きが生まれた。1990 年にはベネズエラの地方都市、ボリバル州カロニ(Caroní)で参加型予算の取り組みが始まっている。カロニ市の参加型予算の経験と人材は、カロニ市長の出身政党である急進正義党(La Causa R : LCR)を通して、カラカス内のリベルタドル市などにも広まった (García Guadilla y Gonzalez[2000])。とはいえ、これらはローカルレベルの政治参加の萌芽と言うべきで、全国的に広がったということではない。

新しい政治参加のもう一つは、伝統的・二大政党が支配する政党制民主主義がもたらす政治的閉塞感や伝統的政治家の汚職・腐敗に対する不満を解決するために、よりよく民意を反映するような選挙制度改革や政治の透明性や行政の効率性を高めるための制度改革を模索することをめざす、市民社会からの働きかけである。これを受けて 1980 年代後半にはルシンチ大統領(Jaime Lusinchi)によって、国家改革大統領諮問会議 (Comisión Presidencial para la Reforma del Estado : COPRE) が設置され、市民社会やアカデミズムから多くの人が参加し、政策提言をした。数年かけて議論された同会議では、提言の多くが実現しなかったとの不満が市民社会側にある一方で、最重要課題であった地方分権化が結実し、1989 年以降それまで大統領の任命制であった州知事が住民による直接選挙で選出されるようになった。COPRE の提案で実現したもう一つの制度が、司法への市民参加である。地域住民間同士のもめごとの解決を、裁判所からコミュニティ内の市民代表による裁定に委ねるというもので、「平和裁判」(Justicia de Paz)と呼ばれる(Zubillaga Gabaldón [2007])。

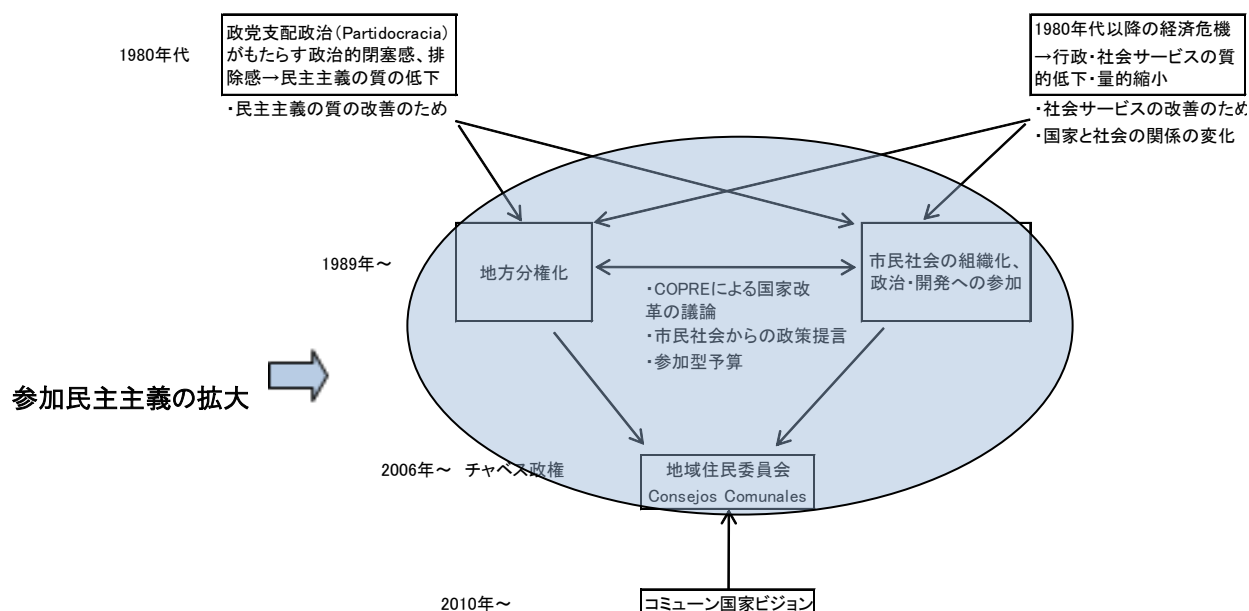
また 1980 年代末から 1990 年代にかけては、透明でより民意を反映した政治の実現をめざして、「私たちは選びたい」(Queremos Elegir) や「活動する市民」(Ciudadana Activa) などの政治アドボカシータイプの NGO が活動を活発化させた。たとえば Queremos Elegir は、選挙法改正を求めて約 8 万 6000 人の署名を集めて国会に圧力をかけ、1997 年に選挙法改正を実現させている(Gómez Calcaño [2009: 34-40])。この 2 つめのタイプの政治参加は、実際に国政に影響を与え、制度改革をもたらすなど、大きなうねりとなっていたと言える。

(2)政治参加の拡大とチャベス政権の誕生

このように、ベネズエラの 1980~1990 年代の「下からの政治参加」の拡大の背景には、経済危機と政党制民主主義に対する不満があった (図 1)。それらは 1990 年代

後半には既存政治からの変革を求める声となり、チャベス政権の誕生を後押しした。チャベスは大統領選挙キャンペーンでは制憲議会の設置を訴えており、1990年代に政治改革を求めている市民社会組織は、憲法制定プロセスへの参加を求めてチャベス候補を支持した。実際に、1999年にチャベス政権が誕生して公約どおり制憲議会が召集されたときには、少数ながら市民社会組織の代表も参加し、市民社会からは624の提案が出され、うち半数以上が憲法に盛り込まれている(Ellner[2008:51])。1980年代のCOPREへの市民社会の参加と1999年の制憲議会への市民社会の参加は、制度化された政治参加の新しい形態の例であったとも言えるであろう。

図1 ベネズエラにおける新しい政治参加の拡大



(出所)筆者作成。

1999年憲法では、市民社会の意見や提案を反映して「国民が主人公の参加民主主義」という新しい民主主義概念が提示され、多くの条項で市民社会の政治参加に関する言及がされている。憲法第62条は、国民が公共事業の立案・執行・監督に直接参加する権利を明記し、また第82条は、市民が市政府レベルで政治参加する新たな枠組みとして、公共政策企画地方評議会(Consejo Local de Planificación Pública: 以下「CLPP」)を規定している。憲法の規定を受け、2002年にはCLPP法が制定され、市政府のもとに具体的な制度化が進められた。CLPPは、市議会議員、地区評議会の代表、コミュニティ自治会その他の市内の市民社会組織の代表から構成され、市長が議長を務める。

CLPP では市の公共投資プロジェクト予算などが議論され、そこに市民社会の代表も参加する。さらに第 184 条では、中央政府から地方政府（州、市）に以上された各種社会サービスのうち、保健や教育、十強などに関するいくつかの権限を、さらにコミュニティ組織などの市民社会組織に委譲していくことも、もりこまれている。

3. 地域住民委員会の制度化と参加民主主義の変容

(1) 地域住民委員会の制度化

このように、チャベス政権初年度に作られた 1999 年ボリバル憲法は、1980～1990 年代に拡大した市民社会の「下からの政治参加」の成果やアイデアが反映されている。ローカルレベルでの住民の政治参加の制度としてチャベス政権下で初めて作られたのが CLPP であった。そしてそれに続き 2002 年頃からは、チャベス政権から地域住民委員会（Consejos Comunales）の概念が生まれ、チャベス大統領はこれがコミュニティレベルでの参加民主主義の実践であるとして、広く国民に設立を呼びかけた。CLPP と異なり地域住民委員会は憲法上には規定がなく、地域住民委員会という言葉が初めて法律上で規定されたのは、2002 年の CLPP 法である。同法において地域住民委員会は、従来から存在するコミュニティ自治会や地域の NGO と同列に、CLPP を通してコミュニティの予算作成や配分に参加する組織として位置づけられた。また、2005 年の公的市権力組織法（Ley Orgánica de Poder Público Municipal）では、市政府組織の一部である CLPP が地域住民委員会を管轄すると規定されていた（Mascareño[2011]）。

チャベス大統領の声かけに呼応して、多くのチャベス派住民（そのほとんどが、「ランチョ」や「バリオ」と呼ばれる貧困層居住地域に居住）が、地域住民委員会を設立した。地域住民委員会の設立は、まず設立準備委員会が住民によって作られ、彼らがコミュニティ内で住民リスト（彼らは「センサス」と呼ぶ）を作成し、住民総会を招集して、その場で委員会が設立される。総会では執行部メンバーが選出され、彼らが設立趣意書その他の書類とともに、CLPP に登録すると、地域住民委員会は公式に認められる。スポークスマンは 2 年ごとに選挙で選出され、そのたびに新メンバーの名前で地域住民委員会は登録更新を行う。登録更新をしないと、一度登録された地域住民委員会も公的には存在しないということになる。設立にあたっては、外部からプロモーターがやってきて、住民とともに設立準備を行うこともある。また市 CLPP（のちに中央政府）から、地域住民委員会が作成、申請したコミュニティ開発やさまざまな活動のための資金が配分されたときにそれを受け取る窓口として、コミュナル銀行（Banco Comunal）という共同組合を設立し、登記しなければならない（後にこれは廃止された）。

地域住民委員会は、既存のコミュニティ自治会に似た組織であり、住民らによって自発的に設立される。コミュニティ内のインフラ整備やスポーツ活動、あるいはコミュニティ内のさまざまな問題をコミュニティ内で解決することが目されている。

地域住民委員会は、チャベス大統領が呼びかけたこともあり、チャベス支持派の大衆層を中心に数多く設置された。地域住民委員会については、当初は CLPP、のちに中央政府直轄のコミュン開発権力基金(Fundación para el Desarrollo y Poder Comunal: 以下「Fundacomunal」)に登録されるため、政府は全国の地域住民委員会のデータをもっているはずであるが、それらのデータは公表されない。全国の地域住民委員会の数については 2008 年 3 月に Fundacomunal が 36,812 カ所存在すると発表したことがある (Machado[2009b:179]) が、それ以降新設されたもの、休止状態になっているもの、また活動事態は続いているものの 2 年ごとの執行部の選挙を実施していない、あるいは登録更新をしていないものなどがあるため、現在の数は不明である。

一方、カラカスにあるカトリカ・アンドレス・ベジョ大学が全国で行った調査のうち主要 3 地域 (カラカス首都圏、スリア地域、アンデス地域) の結果では(España y Ponce[2008])、調査対象者の 68%が、居住するコミュニティに地域住民委員会が存在すると回答している。これは、カトリック教会が存在するとの回答 57%や、従来からあるコミュニティ自治会(organizaciones de vecinos)が存在するとの回答 57%よりも高く、地域住民委員会が、現在ベネズエラ社会において、もっとも普及している市民社会組織であることを示している。一方で、同調査では、現在地域住民委員会に所属しているのは 3.6%、過去に所属していた人を含めても 5.4%にみたない。この質問の「所属している」というのは、おそらく執行メンバー (vocero) であるということを示していると思われる。

また、イエズス会系の研究機関セントロ・グミジャ(Centro Gumilla)が全国都市部の地域住民委員会が存在するコミュニティの住民 1000 人を対象にして行った調査では、地域住民委員会の会合に「ほとんどすべて参加する(18%)、ときどき参加する(30%)」を合わせて半分近くの住民が参加すると答えており、執行メンバーではない一般住民に対して、地域住民委員会がかなりの動員力をもつことがわかる(Machado[2009a])。

(2) 地域住民委員会の変容

このように 2002 年頃からチャベス大統領の声かけで設立され始めた地域住民委員会の法整備は実際の展開に遅れ、2006 年によりやく地域住民委員会法が成立した。そして同法および公的市権力組織法の改正により、それまでは市政府の管轄であった地域住民委員会は、市政府からは独立し、中央政府直轄の組織となった。当初は大統領が任命する「全国人民権力大統領委員会」(Comisión Nacional Presidencial del Poder

Popular)の直轄となったが、そののち新設された人民権力省(Ministerio del Poder Popular)へと移管された。そして同省の下 Fundacomunal が登録や資金配分などの事務作業を担うことになった。

さらに大きな制度変化の方向性は、2007 年にチャベス大統領が提示した憲法改正案によって明らかにされた。同改憲案では、国是として社会主義を標榜することを打ち出し、それを実現するための枠組みとして、コミューン国家ビジョンが打ち出された。同改憲案は国民投票によって否決されたものの、チャベス大統領は、2010 年末に、チャベス派が支配する議会を使って、人民権力法、コミューン法、コミューン経済システム法、など一連の法律を成立・改正させ、それによって国民投票で否決された改憲案の内容をほぼそのまま制度化した。

コミューン国家(Estado Comunal)とは、地域住民委員会を基礎とし、その代表が集まってコミューン(Comuna)を形成し、さらにその代表が集まってコミューン市(Ciudad Comunal)を形成し、そしてそれらがコミューンを形成するという国家ビジョンである。そこでは地域住民委員会は、もはや市民社会組織ではなく、国家体制の末端組織として位置づけられている。また、コミューン国家とは社会主義の実現のための国家体制であり、地域住民委員会、コミューン、コミューン市はいずれも「社会主義的組織である」とされる。それまでは、チャベス大統領の声かけによるとはいえ、コミュニティ住民のイニシアティブで設立されていた地域住民委員会は、「社会主義的組織」として制度化された。すなわち、社会主義的でない地域住民委員会はこのビジョンでは存在しえず、社会主義に賛同しない市民らは、地域住民委員会を通じた政治参加や資源配分へのアクセスから排除される。

4. 先行文献の紹介

ベネズエラ地域住民委員会については、ベネズエラ国内ではかなりの数の先行研究が出ており、それらはいくつかのグループに分けられる。ひとつは、法律の規定などを中心に、地域住民委員会の制度を分析し、その制度的デザインと地方分権化や中央政府への権力集中との関連を論じるものである(Brewer-Carias[2011], Mascareño [2011], Rangel Guerrero [2010])。とくに、チャベス大統領が地域住民委員会を市政府から中央政府直轄へと変更し、また 2007 年改憲提案において地域住民委員会を社会主義実現のためのコミューン国家ビジョンの基礎組織として地域住民委員会を位置づけたのちは、地方分権化や民主主義概念との関連で地域住民委員会を否定的に論じるものが中心となっている。もうひとつは、複数の地域住民委員会や地方政府、コミュニティメンバーなどへのインタビュー調査から浮かび上がる地域住民委員会が抱える問題点を指摘するもの(García-Guadilla [2008], Ellner [2009])である。そこで

は、参加民主主義の実践と位置づけられながらも、地域住民委員会の実態として、地方分権化の後退と中央集権化、クライエンテリズム、政治的動員、政治的二極化による異なる政治意見をもつ市民の排除、公金の非効率利用や汚職などが指摘されている。また、地域住民委員会を含むベネズエラの参加民主主義理念は、代表制民主主義を否定し、市民社会の自発的参加による参加民主主義を掲げながらも、実際には権威主義的色彩が強まっていると指摘する論考もある（Chaguaceda y Cilano[2011]）。

地域住民委員会に関する Large-N の調査としては、イエズス会系の左派シンクタンク、セントロ・グミジャ（Centro Gumilla）が行った一連の研究（Machado [2008, 2009a, 2009b]）がある。全国の都市部の地域住民委員会が存在するコミュニティの住民 1000 人、あるいは全国の 1200 の地域住民委員会のメンバーに行ったインタビュー調査である。そこでは、会合への参加頻度、実施されたプロジェクトの内容、資金管理状況、政治的意見の異なる住民の参加状況、中央政府や地方政府との関係などについての質問がされている。また、地域住民委員会に限ったものではないが、政治社会組織一般への参加について全国で行った調査のなかに、地域住民委員会に関する質問への解答も含まれている（España y Ponce [2008]）。これらからは、地域住民委員会が、コミュニティ自治会やカトリック教会などを上回り、ベネズエラにおいてもっとも普及している市民参加の組織であることが示されている。

また、地域住民委員会に限らず、ベネズエラの（とくにチャベス政権下の）市民社会とその政治参加や国家との関係を取りあげた研究も、地域住民委員会を分析するにあたり、示唆するところが大きい（Ellner [2006], Gómez[2009]）。Ellner が取り上げるのは、地域住民委員会が誕生する以前のチャベス派の市民社会組織だが、それらはいずれもチャベス大統領の声がけに呼応してチャベス派支持者らが組織するものであること、その中で大衆のイニシアティブにもとづく組織（desde abajo）という前提と、実際にはチャベスや政権与党など上からの要請や利害が押し付けられている（desde arriba）という矛盾が指摘されている。

さらに、大きく視点は変わるが、興味深いことに、ペルーのベラスコ軍事政権が作り上げた、大衆の政治参加を軍事政権のもと上から制度化していく Sinamos（Sistema Nacional de Apoyo a la Mobilizacion Social）の経験（遅野井[1978]）、それからリビアのカダフィが 1970 年代に自らの政治理念を記した『緑の書』（ムハンマル・アル・カッザーフィ[1986]）で提示している人民委員会ビジョンと、チャベスの地域住民委員会やコミュン国家ビジョンとの間に類似性が見られる。共通項は、「代表制民主主義を否定し、大衆の参加による社会民主主義」を掲げながら、実際には、大統領に権力が集中するかたちで社会を一元的に統治しようという試みに見えるという点である。ちなみにチャベスは 1970 年代にペルーを訪ねベラスコに会い、彼の影響を大きく受けている。またリビアのカダフィとも親交が深かったことは知られている。チャベス

の地域住民委員会を、欧米やブラジルなどの参加民主主義の枠組から見のではなく、これら途上国で生まれ、軍を背景に大衆の政治参加によって代表制民主主義を代替しようとするカリスマ的リーダーの政治ビジョン、あるいはより伝統的な左翼思想の枠組みに入れ込んだとき、民主主義の看板とはまったく異なるものが見えてくる。

むすび

地域住民委員会は、2007 年以降チャベス政権がそれを政治的存在（社会主義的組織）と位置付けて以降、「参加民主主義の実践」という理念や法律が定める制度と、実態の乖離が大きくなっている。とくにそれは、反チャベス派市民が設立しようとしている地域住民委員会においてそうである。地域住民委員会のほぼすべてはチャベス派市民によって設立されたものだが、それらは貧困層居住地域に位置し、治安が著しく悪化している現状では調査のためにアプローチするのは困難である。しかし、社会主義に賛同しないという政治的理由から参加の権利をはく奪されている反チャベス派の地域住民委員会の実態を明らかにすることで、「地域住民委員会＝参加民主主義の実践」の反証になると考える。またそれをよりわかりやすく提示するために、従来より数多く存在し活発に活動してきたコミュニティ自治会と比較し、制度的枠組み、組織化の背景（自発的か否か）、活動内容、政府（中央・地方）や諸政党との関係、資金源、などの違いがあぶりだせれば、参加民主主義の理念と地域住民委員会の実態の乖離がより明らかになるのではないかと考える。

報告者は、2010 年および 2012 年の現地調査で、カラカス周辺の中間層居住地域の反チャベス派住民委員会を中心にインタビューを重ねてきた。インタビューの対象者は、9つの地域住民委員会の中心メンバー、設立を目指している各地のコミュニティメンバーの準備グループ、それらを支える市政府、州政府の担当者、NGO 団体などである。なかでも **Fundacomunal** による登録拒否などの政治的差別への抵抗を続け、**Fundacomunal** を業務怠慢で裁判所に提訴したある地域住民委員会のコミュニティリーダー A 氏については、継続的に話を聞いている。9つの反チャベス派住民の委員会および準備中のコミュニティは、同様に **Fundacomunal** から登録を阻止される、あるいは地方政府レベルの政治参加から排除されるといった経験を共有している。またこれら反チャベス派の地域住民委員会はいずれも、多くの中間層居住地域においてそうであるように、数十年の歴史をもつコミュニティ自治会をもつ。そして、多くの場合、そのコミュニティ自治会が、地域住民委員会設立の中心となっており、2つを平行に運営している。そのため、地域住民委員会とコミュニティ自治会の2つでは何が違うのかを比較することが可能である。今後さらに反チャベス派地域住民委員会およびコミュニティ自治会へのインタビューを重ねてケースを増やすとともに、先の中心

的インフォーマント（コミュニティリーダーA氏）を中心に、継続的にインタビューを実施していくことを考えている。

参考文献

<日本語文献>

- 遅野井茂雄[1978]「軍政と政治発展(I)ペルーにおける SINAMOS と軍部」『アジア経済』10月号 pp.24-43、および同上(II)11月号 pp.42-61。
坂口安紀[2011]「ベネズエラにおける地方分権化とチャベス政権下の制度変更」(『ラテンアメリカ・レポート』Vol.28 No2 12月20日 41-53ページ)。
ムハンマル・アル・カッザーフィ[1986]『緑の書』(藤田進訳)第三書館(原語諸般1975年)

<外国語文献>

- Brewer-Carías, Allan R. et.al.[2011] *Leyes orgánicas sobre el poder popular y el estado comunal*, Caracas: Editorial Jurídica Venezolana.
Chaguaceda, Armando, y Johanna Cilano[2011] “Democracia participativa versus autoritarismo: confluencias recientes en el progresismo latinoamericano,” *Cuestiones políticas*, Vol.27 No.46, enero-junio, pp.58-81.
Ellner, Steve[2006] “Las estrategias <<desde arriba>> y <<desde abajo>> del movimiento de Hugo Chavez,” *Cuadernos de CENDES*, Año 23, No.62, tercera época, mayo-agosto 2006, pp.73-93.
_____[2008] “Las tensiones entre la base y la dirigencia en las filas de chavismo,” *Revista venezolana de economía y ciencias sociales*, Vol.14 No.1, enero-abril, pp.49-64.
_____[2009] “Un modelo atractivo con fallas: los consejos comunales de Venezuela,” *Rebelión* (<http://www.rebelion.org>) 2012年4月6日アクセス。
España, Luis Pedro, y Gabriela Ponce [2008] “Estudio participación socio-política en Venezuela una aproximación cuantativa,” *SIC*, 705, junio, pp.207-226.
García-Guadilla, María Pilar [2008] “Poder popular y límites de la democracia participativa en Venezuela: la experiencia de los consejos comunales,” Trabajo para I Conferencia de la Sección Venezolana de la Latin American Studies Association(LASA), Caracas, mayo 2008, <http://svs.osu.edu/documents/> 2012年2月17日 アクセス。
García-Guadilla, María Pilar y Rosa Amelia Gonzalez [2000] “Formulación participativa del presupuesto en el municipio Caroní: comparación con la experiencia de Porto Alegre,” *América Latina Hoy*, Vol.24, abril, pp.5-17.
Gómez, Galcaño, Luis[2009] *La disolución de las fronteras: sociedad civil*,

- representación y política en Venezuela*, Caracas: CENDES.
- Hawkins, Kirk A., and David R. Hansen[2006] “Dependent Civil Society: The Circulos Bolivarianos in Venezuela,” *Latin American Research Review*, Vol.41 No.1, February, pp.102-132.
- Machado M., Jesús E. [2008] “Estudio de los consejos comunales en Venezuela,” Centro Gumilla, mayo. <http://gumilla.org/informe-consejocomunales>
2011 年 3 月 3 日アクセス。
-
- [2009a] *Estudio cuantitativo de opinión sobre los Consejos Comunales*, Caracas: Centro Gumilla.
-
- [2009b] “Participación social y consejos comunales en Venezuela,” *Revista Venezolana de Economía y Ciencias Sociales*, Vol.15 No.1 (enero-abril), pp.173-185.
- Mascareño, Carlos[2011] “La progresiva supresión del estado federal descentralizado y la imposición de un estado comunal centralizado y autocrático en Venezuela,” mimeo, Caracas.
- Rangel Guerrero, Christi [2010] “Municipios, consejos comunales y democracias en Venezuela,” *Procesos históricos*, Vol.IX, Núm 17, enero-junio de 2010, pp.70-92.
- Salamanca, Luis[2002] “La Constitución de1999 y la participación de la sociedad civil en el poder legislativo,” Renaud, Coromoto coord., *La participación de la sociedad civil en la constiutción de 1999*, Caracas:ILDIS, pp.47-65.
- Zubillaga Gabaldón, María Teresa[2007], “La justicia de paz y su evolución,” *Cuadernos unimetanos*, No.11, septiembre, pp.56-74.